

袖ヶ浦健康づくり支援センター

1 指定管理者が管理を行う施設の概要

(1) 施設の名称及び所在地

袖ヶ浦健康づくり支援センター

袖ヶ浦市三ツ作 1 8 6 2 番地 1 2

(2) 設置目的

市民に健康づくりの場を提供し、市民の健康の維持増進を図ることを目的とする。

(3) 指定管理者が行う業務内容

ア 健康づくり支援センターの利用許可等に関すること。

イ 健康づくり支援センターの利用許可に伴う使用料の収納に関すること。

ウ 健康づくり支援センターの運営に関すること。

エ 健康づくり支援センターの施設及び設備の維持管理に関すること。

オ 健康づくり支援センターの設置目的を達成するために必要な業務に関すること。

カ 上記に掲げるもののほか、健康づくり支援センターの運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属するものを除いた業務に関すること。

2 指定管理者に指定する団体の概要

名 称	公益財団法人体力づくり指導協会
所 在 地	東京都江東区大島一丁目 2 番 1 号
設立年月日	昭和 4 3 年 7 月 財団法人認可 平成 2 3 年 1 2 月 公益財団法人認定
資 本 金	8, 0 0 0 千円 (基本財産)
従 業 員 数	1 3 1 人 ※令和元年 8 月 3 0 日時点
主たる業務内容	国民の健康を増進し、その体力を増強するため、栄養・運動・休息等の総合的な施策に関する理論と実践方法について研究及び指導を行い、国民の健全なる

	<p>成長と運動支援を行い、もって国民の保健と福祉の向上に寄与することを目的とし、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者体力づくり支援士の審査・認定 2 健康・体力づくりに関する体力測定の実践と検証 3 健康・体力づくり活動拠点の提供と支援 4 健康・体力づくりの啓発・広報 5 健康・体力づくりの講習等の実施 6 その他目的を達成するために必要な事業 7 健康・体力づくりに関する物品の販売 8 その他前各号に定める事業に関連する事業
--	--

3 指定管理者候補が示した施設管理及び運営の提案要旨

(1) 事業計画等

袖ヶ浦健康づくり支援センターは、単に憩いの場、交流の場としての利用にとどまることなく、市民の生活習慣、運動習慣等の内容あるいは健康状態等をよく観察し、市民の生活の質の向上・維持を目標に真摯に事業運営を行う。

また、併せて健全経営を念頭に「適正な収入確保と経費支出」を的確に行うことを管理運営における重要なテーマとして以下に掲げる業務に取り組む。

ア 施設の潜在的機能の掘り起こしを行い、利用拡大に努める。

イ 体力測定等の事業により、市民の健康と体力の状態を把握し、活力ある市民生活が醸成できるように努める。

ウ 健康情報コーナーを充実させ、市民個別の悩みを解消し、生活の質の向上に努める。

エ アンケート調査の結果に基づき、市民の声を反映させた運営に努める。また、利用者分析を行い、施設の有効利用の推進に努める。

オ セルフモニタリングを通じ、自己分析し、常に適正な運営に努める。

カ 収入と費用を分析し、適切な支出と事業活動が行われているか適宜評価する。

キ 職員の資質の向上を図るために、徹底した教育研修に努める。
ク リスクマネジメントを徹底のうえ、施設、設備・機器等の保全に努め、事故を防止し、利用者が安心して施設利用ができる環境を整える。また、指導で発生する事故についても指導員・監視員に対する研修等を適宜行い、事故防止に努めるとともに、事故発生時においては適切な措置が講じられる体制を構築する。

(2) 管理に対して市が負担する金額（指定管理者候補からの提案金額）

令和2年度 170,938千円

令和3年度 172,404千円

令和4年度 173,877千円

令和5年度 175,608千円

令和6年度 176,677千円

4 指定管理者候補の選定について

(1) 募集経過の概要

市の広報紙7月1日号及び市ホームページにより、以下の項目を示し募集を行った。

ア 募集要項の配布 令和元年7月1日から同年8月30日まで

イ 応募者説明会 令和元年7月22日

ウ 募集に関する質問・回答

(ア) 受付期間 令和元年7月23日から同月25日まで

(イ) 質問件数 8件

(ウ) 回答日 令和元年8月15日（市ホームページに掲載）

エ 応募受付

(ア) 期間 令和元年8月28日から同月30日まで

(イ) 応募団体 1団体

公益財団法人体力づくり指導協会

(2) 審査方法及び選定結果

10月8日開催の袖ヶ浦市公の施設の指定候補者選定委員会において、応募のあった団体から提出された事業計画書、予算書及び施設の運営管理等に係る提案の書類審査とともに、団体からの提案説明と質疑応答を行い、袖ヶ浦市公の施設の指定管理者の指定の手続等

に関する条例（平成17年条例第17号。以下「指定手続条例」という。）第5条に規定する選定基準を更に細分化した審査基準に基づき、審査対象の施設担当部署の委員を除いた委員10名が審査を行い、各委員における審査票の採点を集計した結果、指定管理者の候補者として適当であると認められた公益財団法人体力づくり指導協会を優先交渉権者として選定した。

その後、優先交渉権者との施設の運営管理等に係る基本的事項を掲げた基本協定書の締結の協議が整ったことから、同団体を袖ヶ浦健康づくり支援センターの指定管理者として指定するものである。

指定手続条例（抜粋）

（指定候補者の選定）

第5条 市長等は、第3条第1項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に照らして審査し、指定管理者の候補となる団体（以下「指定候補者」という。）を選定するものとする。

- (1) 指定施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。
- (2) 指定施設の設置の目的に照らし、当該施設の効用を最大限に発揮させ、その管理を効率的、かつ、効果的に行うことができるものであること。
- (3) 指定施設の管理を安定的、かつ、適確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること。
- (4) その他市長等が必要と認める事項を満たしていること。

2～4 （略）

（委員構成）

副市長職務代理者総務部長、企画財政部長、総務部参与、指定管理者制度導入施設担当部署の部長（市民健康部長、福祉部長、環境経済部長、都市建設部長、教育部長）、有識者3名（自治連絡協議会選出者、袖ヶ浦市商工会選出者、中小企業診断士）

採 点 結 果

施 設 名：袖ヶ浦健康づくり支援センター【公募】

応募団体：1 団体（公益財団法人体力づくり指導協会）

	公益財団法人体力づくり指導協会	
	得点数	
①委員	2	23
②委員	2	25
③委員	2	11
④委員	2	26
⑤委員	2	23
⑥委員	2	04
⑦委員	2	08
⑧委員	2	01
⑨委員	2	13
⑩委員	2	14
平均点	214.80点	

評 価 項 目 と 配 点

選定基準	審査項目	配点		劣	普通	優	特優	審査項目別 平均得点数
① 指定施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。 (指定手続条例第5条第1項第1号)	ア 平等な利用を図るための具体的な手法	30	30	失格	18	24	30	20.40
② 指定施設の設置の目的に照らし、当該施設の効用を最大限に発揮させ、その管理を効率的、かつ、効果的に行うことができるものであること。 (指定手続条例第5条第1項第2号)	ア 施設の設置目的及び市が示した管理の方針	20	105	0	12	16	20	14.40
	イ 利用者の増加を図るための具体的な手法	9		0	3	6	9	4.60
	ウ サービスの向上を図るための具体的な手法及び当該施設の効用を最大限に発揮させるための手法	31		0	17	24	31	20.10
	エ 施設の維持管理の内容、適確性及び実現の可能性	20		失格/0	12	16	20	13.50
	オ 管理に係る経費の縮減効果	25		失格/0	3	20	25	3.20
③ 指定施設の管理を安定的、かつ、適確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること。 (指定手続条例第5条第1項第3号)	ア 収支計画の内容、適確性及び実現の可能性	20	100	失格	12	16	20	12.80
	イ 安定的な運営が可能となる人的能力	30		0	18	24	30	20.70
	ウ 安定的な運営が可能となる財政的基盤	40		失格/0	24	32	40	27.10
	エ 類似施設の運営実績	10		0	6	8	10	8.00
④ その他市長等が必要と認める事項を満たしていること。 (指定手続条例第5条第1項第4号)	ア 個人情報保護	10	40	失格	6	8	10	6.00
	イ 危機管理	20		0	12	16	20	13.40
	ウ 再委託の管理	10		0	6	8	10	6.20
	エ 地域経済の活性化	30	70	0	18	24	30	19.20
	オ 本・支店の所在	10		0	6	10	10	6.00
	カ 市内業者の育成	20		0	12	16	20	12.80
	キ その他評価項目	10		0	6	8	10	6.40
合 計		345	345	失格	191	276	335	214.80

【採点方法】「特優」「優」「普通」「劣」の4段階を基本として評価する。ただし、②オについては、縮減効果に応じて評価する。

配点合計は、全てを「特優（④オについては「優）」とした場合の合計点数。

【欠落事項】ア 全委員の平均点が、審査項目の全てを「普通」とした合計点数（191点）を下回った場合。

イ 審査項目のうち、運営管理に大きく支障を来す項目を「劣」とする委員が過半数を超える場合。